

山梨県公報

号外第五十二号

平成三十年

十二月十八日

火曜日

目次

選挙管理委員会

- 山梨県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を定める告示……………一
- 直接請求又は解職の請求のための署名を求むることのできない期間……………一
- 山梨県知事選挙における選挙人名簿の登録に係る選挙時登録の基準日……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第八条第七項の規定により、山梨県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定める。

平成三十年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

日本放送協会

株式会社テレビ山梨

株式会社山梨放送

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

山梨県知事選挙が行われるため、平成三十年十二月十八日から山梨県知事選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求むることができない。

平成三十年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、平成三十一年一月二十七日執行予定の山梨県知事選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

平成三十年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

選挙時登録の基準日 平成三十一年一月九日(ただし、年齢については同年一月二十七日)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番